

法改正 情報	<b>公認会計士試験</b> <b>はじめての会社法 第5版</b>	8716
-----------	---------------------------------------	------

本書において刊行後に以下の内容の法改正がありました。そのため、内容の一部に変更が生じております。本書をご利用のお客様は、本法改正情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

TAC 出版

#### 【法改正の概要】

令和4年金融商品取引法施行令の一部改正（令和4年1月28日公布，令和4年1月29日施行）により、少人数私募の場合の人数通算期間が6か月から3か月に短縮された（施行令1条の6）。短期間で通算規程をリセットし，非上場企業が少人数私募により機動的な資金調達を図れるようにするための改正である。

ページ	現状	改正法施行後
128	2個目の「advanced」 2行目 …。そこで、過去 <b>6箇月</b> 以内の…	…。そこで、過去 <b>3箇月</b> 以内に…
	同 3行目 …。いわゆる「 <b>6箇月通算</b> 」ルール…	同 9行目 …。いわゆる「 <b>3箇月通算</b> 」ルール…

以 上

法改正 情報	<b>はじめての会社法 ＜第5版＞</b>
-----------	---------------------------

8716

本書において刊行後に法改正がございました。

そのため、内容の一部に変更が生じております。恐れ入りますが、本法改正情報をご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC 出版

P64 「社外取締役」 に関するコラム について	本書掲載の「アドバンスト なぜ、新しい機関設計が作られたか」の内容につき、以下のとおり、法改正があり、2021年3月に施行されましたので、補足して学習してください。  「監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものは、社外取締役を置かなければならない」（327条の2）と、社外取締役の設置が義務づけられた。
-----------------------------------	--

以 上